

日 時：平成9年5月12日

場 所：三番町分庁舎省議室

第6回食品流通審議会議事録

農 林 水 産 省

目 次 ページ

1. 開 会	1
1. 高橋農林水産事務次官挨拶	1
1. 議事録署名人の指名	2
1. 議 事	
(1) 企画部会報告について	2
(2) 食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針の策定について(諮問)...	13
(3) そ の 他	
食品環境専門委員会の開催について	17
第2回及び第3回容器包装リサイクル専門委員会の概要について	18
卸売市場法施行規則の改正について	20
生鮮食品等取引電子化基盤開発事業について	22
1. 閉 会	24

開 会

会 長 それでは、時間でございますので、ただいまから第6回食品流通審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、御多用のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

はじめに委員の異動がございましたので、御紹介申し上げます。

高丘委員がお亡くなりになり、また、岸委員が辞任されたことに伴いまして、新たに伊藤委員と中村委員が就任されておりますので、御紹介申し上げます。

本日の委員の出欠状況でございますが、伊藤委員、黒田委員、小山委員、的場委員の4名が御欠席となっておりますが、11名出席されておりまして、食品流通審議会運営規程第4条の規定によりまして、本審議会は成立いたしております。

高橋農林水産事務次官挨拶

会 長 それでは、まず、高橋農林水産事務次官から御挨拶をお願いいたします。

高橋農林水産事務次官 第6回食品流通審議会を開催するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員各位におかれましては、平素より我が国の農林水産行政及び食品流通行政に対し御支援、御協力を賜り、また、御多忙中にもかかわらず本日の審議会に御出席いただきまして、心から御礼申し上げます。

御承知のとおり、食品の生産と消費をつなぐ食品産業は、農林水産業とともに食品を効率的、かつ安定的に供給し、国民に豊かな食生活を提供するという重要な役割を担っております。他方、最近の食品産業を取り巻く情勢は、消費者ニーズの多様化、高度化、農産加工品の輸入増加、環境問題への対応の必要性等により著しく変化しております。また、最近では食品の流通について情報化による食品の迅速かつ的確な供給や、物流コストの低減が大きな課題となっております。食品産業を含め、我が国の食料・農業・農村のあり方については、21世紀に向け新たな展望を切り開くための大きな転換期に差しかかっていると認識しております。

昭和36年に制定されました農業基本法や、食料、農業及び農村に係る基本的な政策全般については、その見直しが求められており、このため、内閣総理大臣の下に「食料・農業・農村基本問題調査会」が設置されまして本格的な審議が開始されたところでございます。このような農業基本法の見直し等に当たっては、川下、川中と言われる消費者、食品産業からの視点を十分に取り込んでいくことが極めて重要であると考えております。

本日の審議会におきましては、企画部会での検討の結果を踏まえて策定いたしました食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針の案を諮問いたしまして、御答申をいただきたいと存じますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

また、本日の審議会における議論につきましては、今後の食品流通行政の展開に生かしていきたいと考えておりますので、委員各位におかれましては、忌憚のない活発な御助言、御意見を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶といたします。

よろしくお願い申し上げます。

会 長 どうもありがとうございました。

なお、高橋農林水産事務次官には、本日、所用のため、これから退席いたしますので、皆様の御了承をお願いいたします。

会 長 それでは、議事に入ります前に、食品流通審議会運営規程第10条第1項の規定に基づきまして議事録署名人を私の方から指名しなければなりません。今回は、名簿順に田島委員と田中委員をお願いいたしたいと思います。よろしゅうございましょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、議事次第に従って進めさせていただきますが、その前に事務局から何かございましょうか。

事務局 2点ほど述べさせていただきます。

1つは、資料確認でございます。配布資料一覧というのがございますけれども、資料の右肩に1番から11番までございます。資料7がB4の横長のものになっておりますけれども、よろしくお願いいいたします。

そのあとに、参考資料ということで、年次報告の動向の要旨とか、この4月に閣議決定されました物流大綱、前回の当審議会の議事録を入れてございます。もう1つ、マイクの扱い方でございますけれども、発言される場合にはスイッチを押していただいて、発言が終わった場合にはまた押していただくとオフになりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。以上でございます。

議 事

(1) 企画部会報告について

会 長 それでは、早速議事に入りたいと思います。

本日の審議会におきましては、食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針の案につきまして農林水産大臣から諮問されることになっております。この諮問案につき御議論いただくということになるわけでございます。

本審議会におきましては、この基本方針を策定するために企画部会を設置しまして、関連する基本的事項の検討を行ってきたところでございますので、その結果につきまして、まず、企画部会長から報告をお願いいたします。よろしくお願いいいたします。

部会長 御指名でございますので、御報告を申し上げたいと思います。

昨年3月に開催されました食品流通審議会におきまして、基本方針の策定に当たり、最近の食品流通を取り巻く課題等につきまして、あらかじめ詳細な調査、審議を行うために企画部会が設置されたところでございます。企画部会は13名の専門委員と、本審議会から内田委員、黒田委員、小山委員、田中委員、藤原委員、森實委員、横川委員の御参加を願いまして、21名の構成で昨年5月以降本年3月まで6回の会合を開きました。

この間、参考人として、株式会社菱食の廣田正社長、株式会社電通総研の西山邦彦研究第三部長、株式会社サンミックス・坂本勲夫会長、財団法人流通システム開発センター・小野耕三常務理事、烏山駅前通り商店街振興組合の桑島俊彦理事長、東京水産大学の高柳俊郎客員教授、以上の6名の方の御出席をいただき御意見を伺うとともに、財団法人食品産業センターから調査レポートの報告をいただきました。これまでの御協力に、この場を借りて感謝申し上げる次第であります。

企画部会の具体的な報告内容につきましては、企画部会事務局から説明をさせることとしておりますが、今回の報告には大きなポイントが5つございます。

まず第1は、食品の消費構造の多様化、商業活動の変化を背景とした生産起点型流通から消費起点型流通への転換、第2に、食品の輸入や品質管理等食品分野の国際化の進展、第3に、高度情報化社会への対応と情報と物流を融合させた食品流通におけるロジスティクスの構築、第4が、高齢化の進行の中で、地域社会と共生する中小食品小売業の活性化という問題、第5に、環境問題への適切な対応、こういった5つの大きなポイントを含んでおります。

では、企画部会として検討した結果を「21世紀の食品流通をめざして」と題しまして作成いたしておりますので、審議会に事務局から御報告させたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局 それでは、お手元に資料3として、**「食品流通審議会企画部会報告 - 21世紀の食品流通をめざして - 」**という報告が届いていると思いますが、これに沿いまして、今、部会長から御報告がございました内容について簡単に御説明させていただきます。

本文は1ページから12ページまでございますが、その前に目次を御覧いただきたいと思っております。として「食品流通をめぐる環境変化」、として「食品流通の構造変化」、として「21世紀を迎える食品流通の展望」、大きくこの3つの部分から構成されております。

1ページから3ページの上までが食品流通をめぐる環境変化ということでございまして、1番が消費構造の変化ということで、まず第1に、ライフスタイルの変化と消費構造がどういうふうに変ってきているかという点です。(1)の真ん中辺にあります。が、外食や中食等を含めたサービスを重視した食品に対する支出の増加、それから、女性の社会進出、高齢化の進行、単身世帯の増加、自動車の普及などに伴いライフスタイルが大きく変化しているという点が1点でございます。

また、価格につきましても、消費者の価格志向の強まり、食品の安全性に関する社会的事件などもありまして、消費をめぐる環境は構造的な変化を生じているというのが(1)の趣旨でございます。

(2)として、消費形態につきましては多様化、個食化が進んでいるという

ことで、多品目少量購買行動が進展しているという点でございます。さらに、食のファッション性とか文化性を背景としたトレンド志向が高まっているという点がポイントでございます。さらに、味とか鮮度等を重視する志向とか、健康とか美容といった点についても関心が高まっているということでございます。

もう1点といたしまして、食品に対する安全性とか利便性志向というのが強まっているという点がございます。

以上が1の(2)でございます。

2番目といたしまして、情報と国際化の進展という点でございます。

まず情報化ですが、御承知のように、コンピュータの小型化とかネットワーク化によりまして、情報処理と情報伝達を一体かつ容易に行い得る情報システム化が進んでいるということで、一定の範囲内で行うLANでありますとか、さらに広域の情報システム網も発達している、それからインターネットも形成されているという環境の変化がございます。2ページの4行目ですが、さらに進みまして、双方向で利用できるマルチメディア対応も可能になっている点というのが情報化についての背景でございます。

それでは、流通分野でどういうふうにご利用されてきているかという点ですが、製造段階で食品コードを設定するソースマーキングでありますとか、販売時点で管理するPOSシステム等もかなり進んできておりますし、さらに、受発注を電子的に行うオンライン受発注システムというものの構築が進みつつあるという状況がございます。

これから進んでいくシステムといたしましては、電子データ交換でありますとか、電子商取引といった新しい考え方が出てきているという状況でございます。その課題としては標準化でありますとか、安全対策でありますとか、電子システムを使った物流システムを構築するという課題がございます。

2の(2)といたしまして国際化の進展でございます。需要の増加している肉類でありますとか、それから、商品が周年化・多様化している生鮮野菜を中心に輸入が増加しているという点が1点でございます。

それから、商品製造業の海外への投資が増加しているということで、国際的視点に立った取り組みが重要となりつつあるというのがこのところでございます。

次に といたしまして、WTO体制でございますけれども、新しい貿易ルールといたしまして、食品の規格とか表示につきましても統一ルールを基礎とすることとされておりました、食品規格等につきましては、FAOとWHO共同のコーデックス委員会で規格でありますとか表示等に関するガイドラインが設定されてきております。

また、安全性などの品質管理につきましても、統一的な手法といたしまして、2ページの一番下にありますような、HACCP(危害分析・重要管理点)方式でありますとか、ISO9000という国際標準化機構が定める規格などがありまして、この取得等が進

められているという状況がございます。

以上が食品流通をめぐる環境変化で挙げられている点でございます。

次に、といたしまして食品流通の構造変化でございます。これは の環境変化に対応して流通構造がどういうふうになってきているかという点です。

1といたしまして、従来の生産起点型流通から消費起点型流通へ変わってきているという点があります。1の(1)ですが、小売構造等の変化ということで、これまでは業種別の縦割りの通流システムが形成されてきたことなどから、流通段階では業種ごとに分化していた。ところが、最近の消費者ニーズにあわせて、ワンストップショッピングという形で業態が変化してきておりまして、食料品スーパーとか、総合スーパー、コンビニエンスストア、さらにはディスカウントストアとか、大型ショッピングセンターという業態が発展・定着しつつあるというのが構造変化の第1点でございます。

他方、小規模の食品小売業、特に従業員4人以下の小売業では商店数が大幅に減ってきている。その背景としましては、高齢化でありますとか、後継者不在という状況があります。他方、ライフスタイルにあわせて、料理品小売店とか、製造小売業というのが増加しているという変化があります。

以上が1の(1)の小売構造等の変化でございます。

1の(2)として消費を起点とする流通ですけれども、消費者の多品目少量購買が進んできているということにあわせて、多品目・多段階の流通コストを削減していく必要があるということ、さらに品質管理を強化していく必要があるということ、そのためには情報収集とか提供等といった面にも留意していく必要があるということで、そういう消費を起点とした食品流通への転換が必要であるというのが1の(2)のところでございます。4ページの2番目といたしまして、卸・小売等のボーダレス化という点が挙げられております。消費構造の変化に伴いまして、卸とか小売、業種間の境界があいまいになりまして、コンビニエンスストアでありますとか、量販店の本部が直接メーカーと交渉を行うということで、卸売業者に代わって本部がそのような仕入代行機能を担うケースが出てきている。卸売業でも末端での品ぞろえができるように、取引商品のフルライン化の動きが出てきているということで、これにメーカーも加わりまして、業種間の境界があいまいになってきているという点が2番の報告のポイントでございます。

3番目といたしまして、流通チャネルの多元化という点でございます。今まで申し上げましたように、いろいろな形態の小売業が出てきておりますし、それから、消費行動にあわせて流通チャネルも多元化しているということ、それから、末端の消費の外食とか、中食産業も増えてきておりますので、そういう取扱品目の総合化でありますとか、一括供給するフルライン化でありますとか、あわせて専門化が求められてきているという状況であります。それから、環境変化のところでも申し上げましたけれども、生鮮食料品等の輸入の増大などに伴いまして、卸売市場を経由しない流通も進展してきて

いるという状況があります。

以上のように、流通チャネルが多様化したことにより、その間の競争も激化しているという状況がございます。

4番目は、卸売市場の流通の変化です。御承知のように、卸売市場は品ぞろえでありますとか、透明性の高い価格形成でありますとか、各種情報の集積及び提供、代金の迅速かつ確実な決済等の機能を有する場ですけれども、最近の動きといたしまして、大口需要者比率の増大でありますとか、輸入品の増大でありますとか、高級品とか新商品などの個性化商品のニーズの高まりでありますとか、そういうような状況を背景といたしまして、取引ルールの変化でありますとか、直接卸売市場を経由しない流通の進展とか、拠点市場と、そこから転送される周辺市場との役割分化という傾向が見られます。

以上が卸売市場流通の変化でございます。

5ページから12ページまでが 2019年といたしまして、21世紀を迎える食品流通の展望ということでございます。

1が消費者に信頼される食品流通システムの確立ということで、1の(1)として品質管理システムを整備する必要があるということでもあります。商品の供給源のグローバル化でありますとか、貯蔵方法の高度化などに変化がありますし、製造技術とか包装技術の進歩、それから、有害微生物などに見られますように、安全性確保に向けて対応すべき課題が多くなっております。また、PL法の施行でありますとか、こういうような状況の変化に対応いたしまして、適切な表示とか品質管理等の充実を図る必要があるということが第1点でございます。

また、その対応といたしまして、苦情処理体制の整備でありますとか、PL保険への加入、卸売市場におきましても衛生管理体制を強化していく必要があるという点が1の(1)の品質管理システムの整備でございます。

(2)といたしまして規格・表示の適正化の推進でございます。前にも出てまいりましたように、WTO体制の下で、コーデックス委員会等で規格が設定とか検討されておりますけれども、それに我が国の状況も反映されるように適切に対処していく必要がある。

それから、消費者の嗜好でありますとか価値観が多様化しておりますので、有機農産物等の新しい分野もありまして、そういう情報を提供していく必要がある。さらに、賞味期限でありますとか利用方法等自主的な情報の提供に一層努めていく必要があるということが規格・表示の適正化の推進という項目でございます。

の2といたしまして、高度情報化への対応でございます。

6ページですが、消費者ニーズの多様化に対応いたしまして、消費者ニーズを的確に反映して、それを生産とか流通段階へフィードバックしていく必要があるという点であ

ります。この場合に、POSシステムなどで情報を提供するだけでなく、対面販売等における消費者とのコミュニケーションを重視するとともに、さらに、消費者のメニュー動向とか、商品に対する具体的注文等、消費者にさらに近い食卓情報を収集・分析していくことも有効であるというのが 〇〇の報告の点でございます。

といたしまして、そういう情報をどういうふうにネットワークとして構築していくかということで、コンピュータを使って情報交換をしていきます場合に、商品コードでありますとか、通信の規則であるプロトコルでありますとか、フォーマットなどの標準化を進める必要がある。また、コードの付番のルールでありますとか、メンテナンスについても改良すべき点があるということが 〇〇のところでございます。

6 ページの一番下の(2)といたしまして、食品流通の特性を踏まえた戦略的物流(ロジスティクス)の構築という点であります。今申し上げたような情報システムなども利用いたしまして、物流の始めから終わりまでの関連情報を電子データ交換を使って、さらに作業を標準化していくという物流の改善を進めていく必要があるということが1点でございます。

2 番目といたしまして、冷蔵でありますとか冷凍等の温度帯別の物流システムが求められておりまして、特に低温流通へのきめ細かな取り組みが必要である。また、こういうふうに流通を高度化いたしますとコストアップになる可能性がありますので、それについては消費者の理解を求めていく必要があるということが 〇〇の点でございます。

といたしまして、多頻度小口配送の定着でございます。必要な量を必要なときに納入するというジャストインタイム納入という要求から、多頻度小口配送が定着してきておりますけれども、これは消費者の利便性の向上のためにはある程度避けられない要請であると考えられます。この場合に、精度の高い物流を低コストで実現するというシステムの開発が必要であるということが1点、それから、受益と負担のバランスをとっていく必要があるという点を含めて、生販一体となった合理的な負担区分の上に立ったシステムを構築していく必要があるというのが 〇〇のところでございます。

といたしまして、そのような物流を構築していくための条件整備でありますけれども、パレットによる効率的な輸送でありますとか、ダンボール等も含めた物流資機材の標準化でありますとか、データ交換とか、標準ラベル化など情報化を進めていく必要がある。また、共同物流センターでありますとか卸売市場等の大型物流拠点の整備も進めていく必要がある。中でも、卸売市場につきましては、集分荷とか価格形成を一括して行う場として、機能の一層の高度化を推進する必要があるというのが 〇〇の点でございます。

といたしまして、中小の食品販売業者についてはどう対応するかという点でありますけれども、単独で今申し上げましたような物流システムを構築することはなかなか難しいと考えられますので、卸売業者とか物流業者が中心となって共同で物流を行うシス

テムを作るとか、輸送会社とか倉庫会社等の第三者が流通業務を行うということも考えられるのではないかとというのが でございます。

(3) は卸売市場です。例えばせり取引と相対取引の境界の弾力化等による取引手法の多様化を推進するという、それから、役割が分化していることを踏まえた施設整備等が必要になる。それから、情報の受発信基地としての機能を強化する必要があるという点が挙げられております。

9 ページですが、ソフトの面からも卸売業者の集荷力とか、商品開発力、仲卸業者の販売力の充実、それから、せり方式の改善でありますとか、せり取引と相対取引の境界の弾力化、輸入品の取扱いの拡大等が求められているというのが卸売市場についての報告でございます。

さらに、情報化につきましても、コードの統一とか、電子基盤の構築を図りつつ、市場間ネットワーク等の形成も念頭に置いていく必要があるということでございます。

以上が流通面でどういうふうにしていったらいいのかという点でございます。

次に、3 番目といたしまして、取引における公正な競争の確保ということで、これにつきましては、平成3年に公正取引委員会から「流通取引慣行に関する独禁法上の指針」というのが出ておりまして、それに沿って取引が行われるように監視を強化していく必要がある。問題点といたしましては、各種協賛金等の負担でありますとか、一方的な多頻度小口配送の要請とか、センターフィー、これは小売の配送センターの経費の負担ですけれども、こういうような問題も依然としてあるということで、こういう点も含めて公正な取引が行われるように監視を強化する必要があるということが1点でございます。

(2) といたしまして、当事者間の受益とコスト負担について透明性を確保しつつ、ルール化を図っていく必要があるということでございます。

10 ページの(3) ですが、今後建値制の見直しとかオープン価格制への移行が進むと見込まれることがありまして、流通コストをトータルで最小化を図っていくためには、コストを単品レベルまで把握して、管理していく必要があるというのが(3)でございます。

4 番目といたしまして、地域社会と共生する中小食品小売業の活性化という点でございます。中小の食品小売業につきましては地域社会の一員として重要な役割を果たしている。さらに、高齢化の進展等を踏まえて、歩いて買物に行けるという役割も引き続き必要である。さらに潤いのある、温かい町づくりにも配慮する必要があるという点で、中小食品小売業の活性化を図っていく必要があるというのが第1点でございます。

そのためには、意欲のある中小食品小売業を対象といたしまして、集積とか情報ネットワークを活用した新しいシステムの形成でありますとか、国内農林水産業との連携等

を通じて活性化を促進していく必要があるということでございます。

2番目といたしまして、どういうふうに競争力を確保していくか、また、後継者を育成していくかということですが、一つはチェーン化、共同化などを進めていく、他方、専門化とか差別化を推進していくという2通りの方向が考えられまして、共同化の方向といたしましてはボランタリーチェーンなどを活用していく方法が考えられるのではなかろうかということでございます。

11ページの上のところですが、後継者育成のために専門的教育を総合的に行う教育システムを構築していく必要があるというのが(2)の項目でございます。

(3)といたしまして、中食市場拡大への対応ですけれども、中食市場につきましては、今後競争が激化していくことが考えられるので、消費者ニーズの的確な把握と、特徴あるメニューの開発、それから、味の追求でありますとか、安全性の確保など、品質管理の徹底などを図っていく必要があるというのが中食市場への対応でございます。

(4)といたしまして、中小の卸売業はどう対応していくべきかということです。総合的な品ぞろえでありますとか、仕入代行機能等の小売業に対する支援を通じて協力関係を実施していく必要がある。また、フルライン卸でありますとか、異業種卸の協業化を進めていく必要があるというのが(4)でのところでございます。

最後に環境問題への適切な対応という点でございます。(1)としまして、容器包装リサイクル法の施行でありますとか、魚腸骨など流通段階で発生します食品残渣等について対応していく必要があるということでございます。

12ページの(2)ですが、容器包装廃棄物の再商品化、再利用のためのシステムでありますとか、食品残渣等の有機性廃棄物の飼料化、コンポスト化などを進めていく必要があるというのが環境への対応でございます。

以上でございます。

会 長 どうもありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、何か御質問、御意見ございましょうか。

皆さんお気づきになられたと思いますが、この部会報告はそんなに分厚いものでもございませんし、大変簡潔に要領よく、かつわかりやすく取りまとめられておると思います。部会長を初め部会の皆さんに御礼申し上げたいと思います。

委 員 意見でなくて要望ですが、3点要望があります。

1つは、消費起点型の流通という発想がここではっきりさせられたわけですし、コーデックスに代表されるような国際化の流れの問題とか、さらに、情報化の進展を前提に論議を進められているということがはっきりしてきているわけです。そこで、これは会長も参加されているのですけれども、農業と食料の基本問題の検討会がこれから始まるわけですが、この中で、食品産業や食品流通の議論を一緒にやる方がいいのかどうかということとはなかなか難しい問題があると思います。仮に一緒に議論する場合においても

、この2つだけははっきりさせていただきたいと思うわけです。それは、従来の伝統的な、19世紀型というか、生産起点型のバーチャルインテグレーションの発想の論議は、流通問題なり食品産業の問題を論議する場合はやはり避けていかなければいけない。

もう1つは、個別問題を論議する場合において、往々にして農業問題、食料問題を議論する場合にはアウタルキーの発想が入ってきやすいのだけれども、今の消費起点型であり、国際化、情報のシステム化を前提にした論議ということのを頭に置いた場合、流通とか食品工業という視点では、そういうアウタルキーの発想をとるべきではないということに私はなと思うのです。

その2点、つまりバーチャルインテグレーションの発想をとらないということ、それからアウタルキーの発想を抑えていくということは、基本問題で仮に議論が行われるとすれば重要な課題だと思いますので、十分テイクノートしておいていただきたいと思います。

これが第1点です。

第2点は、報告書の5ページにもある問題ですが、メーカーなり消費者の立場、現実にある今の行政改革の流れ等を頭に置いた場合、そろそろ統一的な食品表示法を制定する問題、工場のシステムに着目したような品質管理と、それに対応する認証制度の整備、5ページの(2)の後段にもありますけれども、これは当面取り組んでいかなければならない重要な課題だと思うので、その点は十分念頭に置いていただきたいというのが第2点です。第3点は環境問題です。実は私も非常に難しい問題だと思っているのは、プラスチック容器のリサイクルの問題がいろいろな形でデッドロックに乗り上げている。通産省が考えているような、ナフサ化というような、原料としてのリサイクルというのなかなか簡単にはいかないし、コストダウンという問題も起こっている。また、同じような範疇にある紙容器の問題でも、物質のリサイクルということを考える場合は、今議論されているダイオキシン問題がすぐ出てくるという問題もある。そういう意味で、私は、この環境問題への取り組みという問題、特にリサイクルの問題を取り組む場合においては、サーマル・リサイクルという発想に広げて、燃料化の問題を本気でこれから議論していただく必要があるのではないかと思います。

今日のスケジュールを見てみると、また新しい視点で環境問題の専門委員会をつくるようですが、RDFその他の専門家にも今度は参加してもらって、燃料化の問題を、役所も一回制度を作るとそれにこだわっちゃうけれども、リサイクル法というのは試行錯誤的な側面もありますから、RDFの専門家に参加してもらって議論を取り組んでもらいたいと思います。

その3点が要望です。

あと、追加的にノータイスしておきたいのは、1ページにあるような味とかその他の

品質の重視という問題と、もう一つは、これも御説明がなかったのですが、9ページの3の(1)の一番後ろにあるような、従来の6項目の指針ではカバーされない新しいルールの問題、議論されたのはドイツやスイスであるような、いわゆる幅の広い公正競争という議論があったわけですが、これも重要な前提であり、議論のテーマであったことは、今御説明になかったので、気になったんだけど、ひとつノーツスをしていただきたい、以上、要望を4点申し上げておきます。

会 長 どうもありがとうございました。

今の点について、事務局から何かございますか。

事務局 御指摘の線に沿って適切に対応するように努力します。

会 長 それでは、どうぞ。

委 員 短い文章の中で網羅的にほとんど取り上げられておられると思うのですが、特に物流システムの関係ではほとんど十分だと思います。ただ、1点気になりますのは、雇用の場としての食品流通関係というのは相当大きいのではないかと。特にこれから製造業などは人員が少なくなっていく中で、雇用吸収の場としての観点というのを今後お考えいただけたらいいかと思えます。

それから、昔と比べて、私ども心配しますのは、昔の魚屋のおやじさんなり八百屋の

おばさんというのは商品知識が非常に豊富だったのですが、今はスーパー体制が中心なものですから、末端における商品知識の責任者といえますか、そこいらがないのが不安です。特にデリカテッセンだとか、そういうことになるとコックの分野まで入るといような点があるわけです。もちろん消費者教育というか、情報を消費者の方に流すということと同時に、店舗の末端での責任者の体制というものを、これは単に流通情報の吸い上げという機能もありますし、コンピュータ化でコード化だとかフォーマットだとか、そういう面でのカバーというのは十分あるにしましても、最後の末端の人の問題というのがありますので、そこに対する情報の提供なり教育の問題というものが考えられる必要があるのではないかと、この点だけ申し上げておきたいと思えます。

会 長 ありがとうございました。

今の点について部会長、何かございますか。

部会長 修文上どういふふうに対応したらいいかということの後ほど事務局と相談したいと思えます。

会 長 ほかにございましょうか。

委 員 今日初めて参加させていただきますので、諮問が行われたときにはこの審議会におりませんでしたので、存じ上げないのですが、そんなことはとくに議論済みだということであれば勘弁していただきたいのですが、「21世紀の食品流通をめざして」という大変大きなくくりで報告が行われていて、内容的にも、先ほど来お話があります

ように、各方面に隅々まで目が行き届いたいい報告書だと思います。

ただ、この21世紀というのをどういうふうに考えて議論されたのかということが、先ほどから伺っていて気になりました。つまり21世紀といいましても100年あるわけでありまして、21世紀の中盤ぐらいからは世界的な食料需給の逼迫とか、いろいろな要素が今とは違って来るだろうということも考えられます。この21世紀というのが1つのスローガンとして使われることもありますから、そういう意味で使っておられるのか。つまり今とは違うんだよという形で使っておられるならば、それはそれでいいわけですけども、その辺、議論の前提としてどんなことが設けられたのかということも1つ伺いたいわけです。

なぜそういうことを言うかと申しますと、私は、何年前になりますか、ちょっと記憶がありませんが、卸売市場審議会に入って8年間いろいろな議論をさせていただいた経験があります。その審議会は食品流通審議会に発展的にかわっているということのようではありますが、そのときに議論した卸売市場の問題などは、ここに1つ項目として掲げられておりますけれども、そのときに既にそういった議論をした記憶がありまして、そのときにそういった芽生えがあったことが、21世紀というかなり広い範囲で議論したときに、今とは相当に変わってしまうのではないかという気がしているのです。その辺の将来展望というものをどんなふうと考えていったらいいのか、自分自身も勉強しなければいけないという気持ちがあるものですから、その辺のところをお伺いしたいと思います。

会 長 それにつきましては、どなたから伺うのがよろしいでしょうか。

事務局 この企画部会の報告は、後で諮問をして答申をいただくこととなりますが、食品流通構造改善促進法に基づきます食品の流通部門の構造改善を図るための基本指針を改定するに当たっての考え方のベースになる御議論をおまとめいただいたというものでございます。この基本方針は、法律上、5年ごとに見直しをしていくというローリング型の改定をする方針になっております。したがって、21世紀をにらんだと言っているのですが、端的に言えば、20世紀と21世紀の間をまたがるという意味の21世紀というふうに私どもとしては考えて、もちろんできるだけ先をにらみながらということですけども、21世紀の100年間を考えているわけではないということでございます。これからできるだけ長い目でいろいろな検討をしていきたいと思っております。

それから、先ほど御指摘の点につきましては、企画部会報告での御議論とか取りまとめは別にいたしまして、この考え方を受けて、基本方針の見直しをこの後で御説明させていただきますけれども、流通の場が雇用の場であるとか、最寄りの中小商店の対面販売的機能、役割、そういう点について基本方針の中でどういう形で取り上げていくかということについては、御意見を伺って検討していきたいと思っております。

会 長 ありがとうございます。雇用と、最前線の方の教育の問題とか、そういう

ことについて部会長、何か御意見ございますか。

部会長 先ほど申し上げましたとおり、企画部会報告を修文するのかどうかということにつきましては事務局と相談してと思っております。ただ、御指摘の流通に関連する雇用を含めた人の問題、これは極めて重要と思っておりますので、文中幾つかの箇所では取り上げたつもりではおるのですが、そこら辺が十分明確でないという御指摘かもしれませんので、修文面でどういうふうに取り扱うか、あるいは修文はしないでここで答申をしてしまつて。

委員 私もこれを修文ということではなくて、今後の議論のときにという観点でございませう。

委員 今、お話がありましたように、その辺につきましては、我々末端を扱っておりますので、先ほどもおっしゃいましたように、お魚屋さんでは対面方式で、お魚屋さんのおかみさんとかお父さんあたりは非常に知識に詳しいんです。そういう面からいったら、地域のお魚さんは地域の消費者に対していろいろな点で教えてあげたり、パンフレットを作つてこういうものがありますよということは、私どもの協会では、全国水産物連合会ですけれども、その辺については年間5,000万ぐらいのいろいろな事業計画を立てて、チラシの配布とか、料理の作り方とか、けさもニュースで、土佐の港で、生のかつおのたたきの講習会をしまして、大変にぎやかだったとか、そういう面では、末端業者としてそれを行つていくためには相当な資金力が要るのですが、その流れの中では、11ページですか、中小小売業をサポートする卸売会社とか、一応うたつてあるのですが、その辺はこれから卸さんとも、行政の方にもお願いしながら、今、おっしゃいましたようなPRは、大型店にないところを専門店が十分配慮していかなければうまくないのかなあと思います。

量販店などはパックに入れて売りますから、我々は常に対面という意識の中で業種別、差別しながら、大型店にないことを我々がサポートして、皆さんにお魚を売っていくとか、野菜を売っていくとか、お肉を売っていくとか、そういう生鮮市場の構成も、この中に既にうたわれておりますから、その辺は今後勉強しながら、行政の御指導をいただきながら、ぜひ応援していただきたいと思つております。これはあくまでも部会報告ですから、いろいろとありますけれども、そういうことで今後も努力していきたいと思つております。また何かありましたら、ぜひ教えてください。よろしくお願ひいたします。

会長 ほかにございませうか。

委員 私も企画部会に参加してありまして、いろいろ意見を申し上げて、随分取り入れていただいたという感じを強く持っております。特に「消費を起点とする流通へ」という言葉も入つてありまして、これが1つのキャッチフレーズにもなるという考え方でまとめていただいたこと、ありがとうございます。

ただ、今日もう一度読み返してみまして、消費者側の、自分たちの購買行動が今後の食品流通に影響を与えるというところの、消費者の自覚の面を入れそこなったなという感じを、きっとほかの委員の方々が御遠慮していたという面もあるかもしれませんが、私自身も余りそういった面の発言をしなかったなと、ちょっと反省しております。やはり消費者の購買行動というのが変えていく基礎になるというあたりを、どこかに一言でも入るといいのではないかと改めて思いましたので、そのあたりの取扱いはお任せいたしますので、一言発言いたします。

会 長 ありがとうございます。

ほかにございましょうか。

それでは、ただいま各委員からございました発言内容につきましては、今後の論議、あるいは施策、運営の上におきまして参考にさせていただくことにいたしまして、次の議題に入りたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

(2) 食品の流通部門の構造改善を図るため

の基本方針の策定について(諮問)

会 長 それでは、食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針の案について審議いたしたいと思えます。

最初に、諮問文を事務局に朗読していただきます。

事務局 それでは、お手元に配布しております資料5の諮問文を朗読させていただきます。

9食流第1426号

平成9年5月12日

食品流通審議会

会長 金田幸三殿

農林水産大臣 藤本孝雄

食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針の策定について

食品流通構造改善促進法(平成3年法律第59号)第3条第1項及び食品流通構造改善促進法施行令(平成3年政令第256号)第5条の規定に基づき、食品の流通部門の構造

改善を図るための基本方針を別添のとおり策定することについて、同法第3条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま諮問のございました基本方針の案につきまして、事務局から御説明をいただきたいと思っております。

事務局 お手元の資料7「食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針の改正点（案）」というものを御覧いただきたいと思っております。お開きいただきますと、左側が今回の新しい基本方針の案、右側に法律が制定されました平成3年に、スタート時点、第1回目の基本方針がありまして、アンダーラインが引いてありますが、ここが今回の改正点でございます。簡単に御説明させていただきます。

まず1ページ目ですが、先ほど来議論がありました企画部会での環境変化ですとか、構造変化といった分析を踏まえて、今回の基本方針で再整理したものでございまして、幾つかのキーワードがここに整理してございます。左の真ん中辺をごらんいただきますと、最近のライフスタイルの変化でありますとか、高齢化、価格とのバランスに対する消費者の関心ですとか、特に中食の増加、そういった点がここに再整理してございます。左の一番下のところにアンダーラインがありますが、今回の基本方針の1つの方向であります情報のネットワーク化でありますとか、食品流通の特性を踏まえてロジスティクスの構築、効率的な物流、そういった点を今後の課題として今回新しく明記したということでございます。

2ページの左側の上段ですが、「消費者に信頼される食品流通システムの確立」ということがあります。これが今回の一つの大きなキーワードというふうに認識しております。

そういった全体を踏まえまして、第1ですが、ここは構造改善の基本的な方向ということで基本的考えを整理した部分です。幾つかありますが、最初は流通機構の合理化ということでありまして、その中で、まず情報ネットワークの推進ということをやっております。企画部会で御議論いただきましたように、消費ニーズの把握と、それを流通生産段階へフィードバックしていくということが、まさに消費を起点とした流通への転換であるといった認識のもとに整理した部分でございまして、今回の1つのポイントとなっている箇所でございます。

左下の(1)のところに具体的な事項として、例えば商品コードの標準化の問題ですとか、フォーマットの問題といった点について、具体的な今後の課題を整理してございます。次に、ロジスティクスの構築といった点が2ページの下から3ページにかけて整理してございまして、これについても今回の1つのポイントとなっている箇所ござ

います。

続きまして、3ページの2番目の流通機能の高度化ということです。若干観点を变えまして、今度は機能の高度化という観点の中で、特に消費者ニーズにいかにかたえていくかという問題意識で整理してございます。特に食品の安全性等の観点から、2の(2)ですが、品質管理機能の向上という項目があります。企画部会の報告にもありましたように、初めて具体的に、今回この基本方針の中でH A C C Pですとか、I S O 9000ですとか、こういった新しい品質管理システムの考え方を明示しておりまして、こういった方向を具体的にしていきたいと考えておるところでございます。

4ページの3番ですが、食品の流通部門の各段階の基本的方向でございます。

(1)は小売の段階ですが、ここのところで、先ほど委員から御指摘がありました、まさに流通が雇用の場という認識を私どもも持っておりまして、3の(1)の(ア)のところですが、次代を担う後継者の育成、最近問題が多うございますので、そういった点に力を入れていく。そのための経営形態の導入といったことについて支援をしていく、そういった施策について今後考えていくということがポイントでございます。

5ページの(2)で卸売の問題に触れております。特にアとして、卸売市場について今回大幅な改訂をしております。昨年の卸売市場審議会の議論を踏まえて再整理したものです。ポイントの一つは情報化等といったものでございます。

6ページ中段のイ、卸売業全般のところですが、最初の基本的な方向のところでは触れましたように、ロジスティクスの構築というのが一つのポイントでありまして、それについて明示している部分でございます。また、イの(ウ)中小の卸売業者のところですが、特に経営形態として組織化、共同化等の推進といった点について整理してございます。

(3)の生産の部分についてはこういった点の整理でありまして、説明は省略させていただきます。

次に、7ページをお開きいただきまして、第2です。ここは構造改善事業を実施するための事項ということで、私ども行政、それから関係者の方、具体的には事業に結びつく部分ですが、大きく4つの事業があります。それぞれ法律に基づいて事業を実施している項目です。今回の部会報告を受けて所要の追加、あるいは修正を行った部分でございます。

まず1番目に、食品の生産販売提携事業であります。これは何をやっているかといいますと、(1)の2行目のところにありますように、生産活動と販売活動を直接結びつけていろいろな合理化を図っていく、そのための施設整備を行うという事業です。(2)の内容のところではいろいろな施設が書いてありますが、特にアンダーラインを引いてあります情報処理施設の整備といったところが今回の情報ネットワーク化という企画部

会の報告に基づいて新たに追加した部分でございます。

8 ページ、2 番目の卸売市場機能高度化事業、これは文字どおり卸売市場の高度化のための事業ということで、現行基本方針と同様の施設内容でございます。

下段の3 番目が、食品販売近代化事業でありまして、目標の下から2 行目のところに、事業の共同化ですとか、あるいはこのための必要な施設の整備、近代化といった事業を行うということの事業でございます。

具体的な内容は9 ページにあります、(2) のアのアンダーラインのところですが、企画部会報告で議論されました、例えば環境問題への対応といった点も踏まえまして、今回新たに廃棄物の処理といった施設を具体的に追加しておりますし、また、電子データ交換といった最近の動きを踏まえた修正等を行っております。また、イのところにつきましても、同様に共同廃棄物処理施設といった環境問題への対応、あるいは共同情報処理施設といった点の追加を行っているということでございます。

次に4 番目が食品商業集積施設整備事業、これは3 番目の販売近代化事業でもやや広い概念を持った事業でありまして、食品の小売市場の整備といった点が入ってまいりますが、10 ページの上段にアからカまで種々の施設がなされておまして、現在具体的な事業を実施しておるということでございます。

今までが具体的な事業について整理した部分でございますが、第3 番目は流通部門の構造改善を促進するための重要事項として2 つポイントを整理しております。1 つは、公正な取引ルールの設定ということで、バイイングパワーの問題についてここで新たに整理しております。2 つ目は、環境問題への取組みということで、前回の基本方針でもこういった項目がありましたけれども、特にリサイクル法への適切な対応といった問題意識を踏まえて今回整理した部分でございます。

11 ページ、第4 番目ですが、基本方針の最後はその他の配慮すべき重要事項ということで整理してございます。1 つは消費者利益の増進ということで、繰り返しになりますが、今回消費者の視点を随所で明記したところですが、改めてここで、多様なニーズへの対応の中で、アンダーラインを引いているところですが、高齢化の進展といった社会構造の変化に流通全体が的確に対応していくということを明記してございます。

(2) の施設の整備、立地の項目のところ、防災対策ですとか、施設のバリアフリーといった必要とされる施設等の整備といったものを整理してございます。

以上、大変飛ばして恐縮でございますが、基本方針の説明については以上でございます。

会 長 どうもありがとうございました。

それでは、基本方針の案につきまして審議したいと思います。何か御質問なり御意見がありましたら、お願いいたします。

ただいまの説明を伺いまして皆様も十分お気づきになっておられると思いますが、先

ほど説明のございました企画部会の報告を1つの土台にして内容が組み立てられているというふうに思うのですが、委員から説明がありましたように、何と申しまして、社会の成熟化が進んでいる、これへの対応をどうするか、あるいは国際的な進展に伴って、これとのハーモナイゼーションをどう考えていくかということでございます。そのためには、生産・流通・加工といったところのそれぞれの経営主体がまずしっかりすることであり、同時にまた、社会のインフラをそれなりに整備していくことだということが内容になっているかと思えます。特にインフラの中では、情報機器の進展に伴いまして、これをうまくビルトインして活用していくといったところに力点があるかなと思っております。

そして、同時に、マイナスの部分であります廃棄物の処理とか、あるいは中小企業の多い地域社会との調和、活性化というようなものをどう図っていくかということについても盛り込まれていると思えますが、こういったことにつきまして、皆さん、それぞれお気づきになりましたことを御発言いただきたいと思えます。

何かございませんでしょうか。

先ほどの報告事項のところでお質問ございましたので、それでよろしゅうございましょうか。

委員 報告事項の中で随分取り組んでまいりましたので、十分に私どもの意向も伝わったのかなと思っておりますので、これで十分ではないかと私は思います。

会長 ほかにございませんようでしたら、諮問案を妥当と認めることでよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 御異議がなければ、そのようにいたします。

以上の答申の手續及び文章につきましては、私にお任せいただきたいと思います。

これをもちまして、食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針についての審議を終了いたします。

(3)その他

食品環境専門委員会の開催について

会長 それでは、次に移りたいと思えます。議題ではその他の になりますが、容器包装リサイクル専門委員会を食品環境専門委員会に改組したいという案が事務局にあるようでございますので、御説明をお願いいたします。

事務局 資料8について説明させていただきます。

食品産業に関連いたします環境問題につきましては、当審議会におきましては近年の重要なテーマでありました容器包装リサイクル問題への対応ということで、これまで、本審議会の委員の一部の方と別途選任されました委員によりまして「容器包装リサイクル専門委員会」を開催してきたところでございます。皆様、御案内のところかと思えますけれども、本年、廃棄物処理施設の設置の困難化等の問題に対応するために、廃棄物処理及び清掃に関する法律が改正されるということになりまして、この改正法案は、現在参議院での議決を経まして、衆議院での審議が行われているところでございます。

こういった情勢変化、あるいは資料8の1の背景で示しておりますように、リサイクルあるいは廃棄物の適正処理といった必要性が高まっている中で、食品産業としての環境問題への適切な対応、それから1の最後を書いてありますけれども、環境保全型農業との連携について行っていく必要があるということでございます。

したがって、2に書いてありますように、食品産業が廃棄物対策を初め環境対策への取り組みを促進するための方策ということで、食品産業環境対策ビジョンといったものの作成について検討するというものでありまして、そのための組織といたしまして、現在の容器包装リサイクル専門委員会を改組して「食品環境専門委員会」を開催する必要があるのではないかということでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

会 長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見ございましたら、お願いいたします。

最近、食品企業でも倫理綱領とか、あるいはミッションステートメントというものを作りまして、こういった廃棄物の処理の問題とか、資源の有効活用ということについていろいろ社内の徹底を図るというように努力はしておりますけれども、産業界全体に対していろいろの形で意識の高揚を図っていくということは非常に意味のあることだと思います。広く論議することによって、効率的であり、かつまた、効果的な方策を見出し ていくということは意味のあることだと思っております。

この件につきまして、何か御意見ございましょうか。

委 員 人選は少し新しい視点を加えてやってもらいたいと思います。

会 長 ほかに何かございましょうか。

ほかにないようでしたら、事務局案のとおり、容器包装リサイクル専門委員会を「食品環境専門委員会」に改組するというところでよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

会 長 それでは、そのように決定いたします。

なお、専門委員会のメンバーにつきましては、私に一任させていただきたいのですが、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

メンバーにつきましては、後日事務局より個別に連絡させていただきますとともに、次回御報告をさせていただきます。

次に、その他の以降でございますが、前回の報告の後に開催されました容器包装リサイクル専門委員会の概要と、去る3月に行われました卸売市場法施行規則の改正について御説明をいただき、その後に本年度の新規事業でございます生鮮食品等取引電子化基盤開発事業についての取り組み状況について、事務局から要点を紹介していただきたいと思います。

第2回及び第3回容器包装リサイクル 専門委員会の概要について

事務局 お手元の資料9でございます。5ページのほどの資料があると思いますけれども、これに基づいて御説明をさせていただきたいと思います。

第2回及び第3回の容器包装リサイクル専門委員会の概要ということですが、平成7年の11月、本審議会におきまして容器包装リサイクル専門委員会を開催するというふう
に決定されまして、それ以降平成7年の12月、平成8年の3月、平成8年の12月と都合3回開催されております。第1回の概要につきましては、既に御報告させていただいておりますので、本日は第2回及び第3回の概要について御報告をいたしたいと思
います。

まず、第2回ですが、平成8年の3月29日に開催いたしました。

(2)にありますように、事務局側からの説明事項ということで4点ほどありました。1点目はガラスびんとPETボトルの再商品化計画ということで、平成9年から5年間、我が国全体で毎年どれぐらいの量のびんなりボトルが再商品化される見込みであるかという再商品化の見込み量を定めるものでございます。これをお諮りいたしました。

2番目に、平成8年末までに決めなければいけない政令なり省令なり告示についての基本的考え方を御説明いたしました。

3番目に、再商品化義務量算定基礎調査ということで、事業者が容器包装リサイクル法に基づいて再商品化義務を負うわけでございますが、その義務量を算定するために必要な基礎データということで、各々の事業者が使っております容器包装の利用量でありますとか、販売額といったものの調査をいたしたいということを御説明いたしました。

最後に、再商品化費用の価格への転嫁に関する独禁法の運用ということで、独禁法に反しない範囲で商品価格にどのように反映させていくかということで、事業者が行える行為の例示として、例えばこんなことがあるのではないかということの案をお示した

ということでございます。

これに対しまして、(3)以降、委員からの主な意見ということでいろいろ御紹介しておりますけれども、主な意見といたしましては、法律の趣旨の徹底が必要であるという御意見をいろいろ委員の方から受けております。

まず、法律の内容について一般の方にも理解していただくことが必要であり、大いにPRして一般消費者の認識のレベルアップを図り、円滑に進むようお願いしたいという御意見。

あるいは消費者への情報提供については、マイナスイメージばかりでなくて、積極的な面ということで、例えばPETボトル1本がTシャツ1枚分になるとか、そういったプラスの情報を提供して、自分たちの努力が反映されて、どういうふうに生かされていくかというプラス面を広報すれば、消費者も積極的に分別排出等に取り組んでもらえるのではないかという御意見。

それから、容器包装リサイクル法のシステムは、まず自治体が収集するということにかかっているシステムになっておりますので、その辺が心配である、よく指導してほしいという御意見。

それから、法律上、事業者の記帳義務というのが課されているわけですが、その簡素化をお願いしたいという意見。

容器包装リサイクル法のような新しい制度が生まれる場合というのは、なかなか関係者が意見を聞かれないで運用なりされていくことがよくあるということで、関係者の意見をよく聞いてやってほしい御意見もありました。

それから、回収率が極めて低かった、あるいはリサイクル率が極めて低かったPETボトルのリサイクル、再商品化の道を開いたということで、非常に歓迎しているという御意見。

また、法律の説明ですが、リサイクルシステム全体における容器包装リサイクル法の位置づけなり、あるいは廃棄物処理法と容器包装リサイクル法との関係、こういった関係について役所の説明が十分でないというおしかりもいただいたところでございます。

それから、容器包装リサイクル法は、本来的には次善の策であって、本当はリサイクル費用というのは目的税を取るという形でやるのが一番うまくいくのではないかという御指摘もいただきました。

最後に、PETボトルについては、RDFその他もっと広い燃料化の道がある、燃料化する技術があると思われるので、もっと議論をしてほしいという御提言もいただいたところでございます。

3ページですが、第3回委員会の概要でございます。昨年の12月に開かれたものですが、事務局からは6点ほど御説明いたしました。

まず1点目は、再商品化義務量の算定に係る量、比率ということでありまして、業種

ごと、あるいは個々の事業者の再商品化義務量の算定手法なり、算定の考え方ということでございます。これについてお諮りしたところでございます。

2番目に、容器包装廃棄物として排出される見込み量、非常にわかりにくいのですが、個々の企業が容器包装廃棄物としてどのぐらいの量を排出するのかというものを、個々の事業者が算定することになっておりますので、個々の事業者が自ら計算するのに必要なガイドラインというものを示す必要があるということで、そのガイドラインの概要をお諮りいたしましたところでございます。

3番目は事業者が再商品化義務をいつまでに履行しなければいけないかということでございまして、例えば指定法人にお金を払って委託をする場合には、年度内にお金を払いなさいということを書きたいということをお諮りしたところでございます。

の再商品化費用の食品価格への転嫁に関する留意事項というのは、第2回のところでも申し述べましたけれども、独禁法に触れない範囲内での事業者が行える行為というものの例示ということでございます。

最後に、財団法人日本容器包装リサイクル協会の再商品化業務規程、事業計画書及び収支予算書の案ということで、御案内のとおり、事業者から委託を受けて、再商品化義務を代行する財団ですが、この財団の業務規程等の案をお諮りしたところでございます。

これに対しまして、(3)で、さまざまな委員から御意見をいただきました。

最初のところでは、ユーザーがもっとリサイクル製品を使うように、再生資源化促進法の活用をお願いしたいということ。

2番目に、ガラスびんについて、市町村の分別収集計画と再商品化義務量と比べてみると、分別収集計画量の方が30万トンも多いということで、建前的には来年度繰り越しということになりますけれども、市町村のところでもたまってしまって大変なことになるのではないかとということで、対策をお考えいただきたいという御意見。

それから、リサイクル費用のコストの転嫁ですが、消費者に理解が得られるようなPRをお願いしたいという意見がございました。

こういった意見を踏まえまして、2にありますように、財団法人日本容器包装リサイクル協会関係の認可、それから(2)ですが、関係省令、告示の制定、ガイドラインの制定等を行っております。

今後ですが、9年度につきましても容器包装リサイクル法関係の重要事項いろいろありますけれども、先ほど御了承いただきましたとおり、食品環境専門委員会の場でリサイクル関係の議論もしていただくということを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

それでは、続いてお願いいたします。

卸売市場法施行規則の改正について

事務局 資料10に基づいて御説明申し上げたいと思います。「特定物品制度に係る卸売市場法施行規則の改正について」という資料でございます。

昨年3月25日に、当審議会におきまして、卸売市場に関しまして第6次卸売市場整備基本方針というものを御審議いただきまして、基本方針ができたわけですが、その中に、取引関係の重要事項といたしまして、取引方法の改善をするようにという内容が盛り込まれたわけでございます。それを受けての省令改正でありまして、去る3月11日付けで省令改正をいたしましたので、御報告を兼ねて御説明させていただきたいと思っております。

資料10の最初のところにありますように、目的は、タイトルの下に「中央卸売市場における取引方法の多様化による機能の強化」と書いてありますが、これが目的でございます。1の趣旨のところですが、昨年3月に策定されました第6次卸売市場整備基本方針において、最近の川上・川下からの安定取引要請の高まりに伴い、中央卸売市場において安定的な取引を行い得るよう取引方法を改善することが盛り込まれた。これを受けて、せり取引のみならず相対取引も可能である特定物品制度の対象品目を拡大するという内容の省令改正でございます。

基本方針の方では、その盛り込みの内容としまして、せり取引と相対取引の境界の弾力化を一層進めるということから、具体的には商品及び市場の性格に応じて、相対取引の範囲の弾力的な拡大を図ることという内容が基本方針に盛り込まれておりましたので、これを検討いたしまして、具体的な省令といたしましては、2の(1)に省令改正の内容というところにありますように、従来、特定物品制度につきましては、全国一律に品目を指定していたところでございますが、今回新たにかぎ括弧にあります、「一定の規格又は貯蔵性を有する生鮮食品等であって、農林水産大臣が中央卸売市場又は中央卸売市場の各市場ごとに、当該中央卸売市場に対する供給事情が比較的安定しているものとして指定したもの」を追加するというにいたしました。

若干長い文章になっておりますが、端的にいきますと、(2)の にありますように、従来の特定物品制度は、全国単位で判断の上、具体的品目を省令に列挙しておりました。今回の改正は、全国ではなくて、各中央卸売市場の単位で指定するものを加えまして、全国一律品目列挙に対しまして、市場ごとの特認品目の追加を弾力的に認めているものでございます。こういうことによりまして、商品及び市場の性格に応じまして、現場、現場の取引ニーズに対応した弾力的な対応が可能となるという意味の改正でございます。

ます。

3月11日の省令改正を受けまして、各市場ごとに検討を開始しているところですが、私どもの具体的な想定といたしましては、これはあくまでも関係者の意見を聞きまして市場ごとに検討するわけですが、例えば青果物ですと、一部の例外的なものとして、取引上、個別評価をどうしてもしなければいけないようなものや、短期的な価格の変動が激しいものなどを除きまして、かなりの青果物が対象となり得るのではないかと考えております。

また、水産物につきましても、この改正を受けまして、養殖物の一定のものでかと、安定的取引要請の高い盛漁期の多獲性魚なども市場によっては対象となり得ると考えておりまして、これによりまして、各市場ごとに弾力的な取引への対応が進むのではないかと考えている次第でございます。

なお、この省令に伴う通達事項といたしまして、(2)の 、 、 に書いてありますように、場内関係者の意見を十分に聴くような話とか、特定物品と申しまして、短期的に需給が大きく変動したような場合にはせり取引に戻すという手順を活用することなど、改正に伴う所要の指導を通達において行うこととしている次第でございます。

以上が1ページ目の説明でございます。

2ページ目に通達において指導する内容をもう少し細かく書いてある資料をつけております。

3ページ目に省令改正そのものの告示の写しをつけてあります。

4ページ目が新旧対照表となっております。

以上でございますが、こちらの審議会での議論を踏まえまして、現在私ども最大限基本方針の内容の具体化が図られるよう努力してきた次第でございますが、取引問題につきましては、以上のような省令改正をもちまして引き続き推進してまいりたいと考えている次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

会長 ありがとうございます。

それでは、続いてお願いいたします。

生鮮食品等取引電子化基盤開発事業

について

事務局 資料11、生鮮食品等取引電子化基盤開発事業の総合検討委員会の開催についてというものでございます。参考的なものでございますので、ごく簡単に説明させていただきます。

先ほどの基本方針の中にもありましたように、私どもといたしましても、今後の食品流通の効率化を図る上では、取引の電子化は大変重要な課題であろうと考えております。そういったことで本年度から5箇年計画でこの事業を進めることとしたところでございます。2にありますように、この事業の推進に当たりまして最も基本的な事項について検討していただくというのが総合検討委員会でございます、これが去る5月8日に開催され、本格的に事業の推進が図られるようになったということでございます。

なお、この事業の実施主体でございますけれども、2の一番下にありますように、財団法人食品流通構造改善促進機構でございます。

第1回目の会合におきましては、3の にありますように、総合検討委員会の委員長に本審議会の委員でございます田島義博先生、委員長代理に小山周三先生を選出した等々について決定されたところでございます。

2枚目に予算の概要、3枚目に総合検討委員会の名簿、4枚目にこの事業の推進体制について整理してございます。後ほどごらんいただければと思います。

以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

ただいま容器包装リサイクル専門委員会の概要と、卸売市場法施行規則の改正並びに生鮮食品等取引電子化基盤開発事業につきまして説明がございましたが、何か御質問ございましょうか。

委 員 卸売市場の特定物品の省令改正ですが、これは市場部会で法律改正が要るか要らないかの議論までして、省令の改正で対処できるということで処理したわけで、その結論は評価しております。

なお、最近の動きを見ていると、開設者の方が、動きが悪いようなケースが見られるので、農水省が考えていることと、開設者が考えていることが大きな食い違いがないように、十分ウォッチし、連携をとってやってもらいたい。

委 員 今の卸売市場の改正ですが、素人でよくわからないところがあるのですが、具体的に各市場ごとに食料品の品目を挙げて指定するわけですか。

事務局 ちょっと具体的な説明が足りなくて申しわけなかったのですが、今までは、例えば青果物ですと、じゃがいもですとか、かぼちゃですとか、全部で21~22の品目が省令に全国統一品目で載っておりますが、今後はそれぞれの市場におきまして、それ以外の品目で安定的取引のために必要であるという前提で要件を満たすものがありますと、何々市場で、我が市場ではこれを申請したいということで、農林水産大臣に申請をいただきまして、農林水産大臣から、何々市場の何々という品目を指定する。したがって、市場によっては品目の拡大の幅が違う場合があります。また、取引ニーズも市場によって違いますので、せりの指向の非常に高い市場ですと、そういう品目は余り上がってこないわけですが、相対指向が非常に高い市場ですと多目に上がってくるという

形で現場、現場での取引ニーズに対応して申請が上がり、指定していくということになるうと思います。

先ほどお話がありました開設者との関係ですが、3月11日に省令改正をしました直後、3月19日ですが、開設者全員が集まる会合を開きまして、私どもの考え方を十分に御説明したところでございますが、引き続き御趣旨に沿うように連携を密に図っていききたいと思っております。

委員 実態にあわせて変えていくのはそれはそれで、結構だと思います。既に予約相対など、実態としてはやりつつあるわけですので、あえて特定物品というふうに対象を指定する必要があるのかどうか。つまり市場の実態にあわせて、相対取引の方が現実的だということであれば、それは別に指定するとかしないとかではなくてやっていくという形はだめなのかなと思ったわけです。

委員 今回のものは、省令の改正でここまでできますということを実は委員会に出してもらって、それを確認してやった結論なんです。

なお、私が言ったのは、開設者が農水省よりもちょっと保守的なところが散見するから、余り保守的にならないように、よく意思の疎通を図ってくれという意味です。

会長 ほかにございませんか。

忌憚のない御意見や御質問をちょうだいしましたが、実は予定の時間を15分ほど過ぎておりますので、この辺で終わらせていただきたいと思います。

本日、委員の方々から出していただきました御意見などにつきましては、今後の食品流通行政の展開にぜひ生かしていただきたいと思います。

以上をもちまして、第6回食品流通審議会を閉会いたします。

長時間どうもありがとうございました。

閉 会